

## 千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、県内医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

### (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。

### (事業内容)

第3 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき、県は、以下の事業を実施する。

#### 1 夜間・休日患者受入体制整備事業

##### (1) 内容

夜間（18時から翌8時までをいう。）又は休日（千葉県の休日に関する条例（平成元年2月23日千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日をいう。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、又は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

##### (2) 対象者

ア 県の依頼に基づき設置する輪番体制を令和5年4月1日から令和5年5月7日までに構築した医療機関

イ あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

ウ 県又は保健所設置市の要請により令和5年4月1日から令和5年5月7日までの夜間又は休日に新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

#### 2 自宅療養者等診療体制強化事業

##### (1) 内容

外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く。）、往診、訪問看護を行った医療機関等のうち、自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する場合等において、県が必要と認めた場合に協力金を支給する。

##### (2) 対象者

ア 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに、新型コロナウイルス感染症患者の往診、時間外の外来診療を行った医療機関のうち、

県が必要と認めたもの

イ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに、医療機関の医師からの指示により、新型コロナウイルス感染症患者の訪問看護を行った訪問看護事業所のうち、県が緊急性を認めたもの

### 3 病床確保支援事業

#### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

#### (2) 対象者

ア 保健所設置市

イ 県の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保する医療機関

ウ 令和5年10月1日以降、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関

### 4 医療従事者宿泊先確保支援事業

#### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わる医療従事者が、基礎疾患を有する家族等と同居しているため帰宅することが困難な場合や患者対応に伴い業務が深夜まで及んだ場合に利用する宿泊施設の確保に係る費用に対して補助を行う。

#### (2) 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者に対し、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに宿泊施設の確保を行う医療機関

### 5 医療機関設備整備補助事業

#### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム「G-MIS」上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関（以下「新型コロナ患者入院受入医療機関」という。）及び発熱患者等の診療に対応する医療機関に対し、必要な医療資器材等を整備する費用について補助を行う。

#### (2) 対象者

ア 新型コロナ患者入院受入医療機関

イ 発熱外来設置医療機関（令和5年5月7日以前に「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）又は外来対応医療機関（令和5年5月8日以降に「千葉県外来対応医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）（以下「外来対応医療機関等」という。）

## 6 医療機関消毒補助事業

### (1) 内容

新型コロナ患者入院受入医療機関、外来対応医療機関等において、必要となる消毒費用について補助を行う。

### (2) 対象者

ア 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより必要となる消毒を行った新型コロナ患者入院受入医療機関

イ 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより必要となる消毒を行った外来対応医療機関等

## 7 感染症検査機関等設備整備事業

### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。

### (2) 対象者

令和5年4月1日から令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な整備等を行った保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

## 8 相談窓口設置事業

### (1) 内容

発熱患者等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。

### (2) 対象者

保健所設置市

## 9 外国人患者受入体制確保事業

### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受け入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

(2) 対象者

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備し、県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む。）」である医療機関

10 外来対応医療機関確保事業

(1) 内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関等の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

(2) 対象者

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関等の対応を行う保険医療機関

11 消防機関個人防護具整備事業

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防機関に対し、必要な個人防護具を整備（廃棄費用を含む）する費用について補助を行う。

(2) 対象者

令和5年5月8日から令和5年9月30日までに必要な個人防護具を整備（廃棄費用を含む）し、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する千葉県内消防機関

(実施期間)

第4 第3に掲げる各事業の実施期間は、令和5年4月1日からとする。ただし、11 消防機関個人防護具整備事業の実施期間は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までとする。

(事業の決定)

第5 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行し、改正後の千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業の実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

# 1 夜間・休日患者受入体制整備事業

## 1 事業内容

夜間（18時から翌8時までをいう。）又は休日（千葉県休日の関係する条例（平成元年2月23日千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日をいう。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、又は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

## 2 対象者

### (1) 輪番体制構築医療機関

県の依頼に基づき設置する輪番体制を令和5年4月1日から令和5年5月7日までに構築した医療機関

### (2) 患者受入体制確保医療機関

あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

### (3) 入院患者受入医療機関

県又は保健所設置市の要請により令和5年4月1日から令和5年5月7日までの夜間又は休日に新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

## 3 補助要件

受入体制を確保した医療機関は、受入要請があった場合速やかに受け入れること。

## 4 補助基準額

(1) 輪番体制構築医療機関 100,000円/回

(2) 患者受入体制確保医療機関 100,000円/回

(3) 入院患者受入医療機関 100,000円/人

※ 回数については別途定める。

※ (3)は(1)(2)に該当する機関は2人目以降が適用となる。

## 5 補助率

10分の10

## 2 自宅療養者等診療体制強化事業

### 1 事業内容

外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く。）、往診、訪問看護を行った医療機関等のうち、自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する場合等において、県が必要と認めた場合に協力金を支給する。

### 2 対象者

- (1) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに、新型コロナウイルス感染症患者の往診、時間外の外来診療を行った医療機関のうち、県が必要と認めたもの
- (2) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに、医療機関の医師からの指示により、新型コロナウイルス感染症患者の訪問看護を行った訪問看護事業所のうち、県が緊急性を認めたもの

### 3 補助基準額

- |     |      |       |       |          |
|-----|------|-------|-------|----------|
| (1) | 往診   | 診療時間内 | 1件当たり | 50,000円  |
|     |      | 診療時間外 | 1件当たり | 100,000円 |
| (2) | 外来診療 | 診療時間外 | 1件当たり | 100,000円 |
| (3) | 訪問看護 | 日中    | 1件当たり | 20,000円  |
|     |      | 夜間    | 1件当たり | 40,000円  |

※ 往診は、往診料が算定されたものを対象とする。

※ 診療時間外の診療とは、時間外加算、休日加算又は深夜加算が算定された診療とする。

※ 訪問看護は、緊急訪問看護加算が算定されたものを対象とする。

※ 訪問看護の実施における夜間は18時から翌8時までとする。

※ 県又は保健所設置市から症状悪化時の対応に関して、同種の支援等を受けている場合は、本事業の対象外とする。

### 4 補助率

10分の10

### 3 病床確保支援事業（令和5年9月30日まで）

#### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

#### 2 対象者

- (1) 保健所設置市（対象となる医療機関は（2）に限る。）
- (2) 県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保する医療機関

#### 3 補助条件

- (1) 空床数、受入可能病床数及び重症度等について、毎日、医療機関等情報支援システム「G-MIS」、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム「HER-SYS」で報告すること。
- (2) 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取下げを行うこと。
- (3) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、別に定める様式により、県に処遇改善内容の報告をすること。

#### 4 対象経費

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために確保した病床のうち空床となっている病床

空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させること等により、新型コロナウイルス感染症患者の発生・受入要請があれば、即時患者受入を行うことについて県と医療機関が調整している病床（即応病床）及び一定の準備期間内に即応病床とすることについて県と医療機関が調整している病床（準備病床）のうち、患者が実際に入院していない病床



- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床とした病床  
新型コロナウイルス感染症患者等受入れのためにやむを得ず休床するものとして、県が認める病床で、患者が実際に入院していない病床

## 5 補助基準額

補助基準額は、以下(1)及び(2)のとおりとする。また、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの即応病床使用率(前3ヶ月間)が県の平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関(例:平均が70%の場合、49%を下回るとき。)については、以下(3)及び(4)のとおりとする。

なお、病床の機能と患者像に乖離がある等地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。

※ 休止病床については、令和5年4月1日から令和5年5月7日まで即応病床1床当たり休床2床まで(ICU・HCU病床は休床4床まで)、令和5年5月8日以降は、即応病床1床当たり休床1床まで(ICU・HCU病床は休床2床まで)を補助の上限とする。

※ 令和5年5月8日以降、ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする(ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上(病床確保料の補助対象は2床まで)としていた場合に限った取扱いとする。)

### (1) 重点医療機関

#### ア 重点医療機関である特定機能病院等

(ア) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの空床及び休床(1床当たり)

a ICU内の病床	436,000円/日
b HCU内の病床	211,000円/日
c 上記以外の病床	74,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

(イ) 令和5年5月8日からの空床及び休床(1床当たり)

a ICU内の病床	218,000円/日
-----------	------------

- b HCU内の病床 106,000円/日
- c 上記以外の病床 37,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

イ 重点医療機関である一般病院

(ア) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの空床及び休床（1床当たり）

- a ICU内の病床 301,000円/日
- b HCU内の病床 211,000円/日
- c 上記以外の病床 71,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

(イ) 令和5年5月8日からの空床及び休床（1床当たり）

- a ICU内の病床 151,000円/日
- b HCU内の病床 106,000円/日
- c 療養病床 16,000円/日
- d 上記以外の病床 36,000円/日

(2) その他の医療機関

空床及び休床（1床当たり）

- ア ICU内の病床 97,000円/日
- イ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 41,000円/日
- ウ 上記以外の病床 16,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

### (3) 重点医療機関

#### ア 重点医療機関である特定機能病院等

空床及び休床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床 305,000円/日

(イ) HCU内の病床 148,000円/日

(ウ) 上記以外の病床 52,000円/日

※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。

#### イ 重点医療機関である一般病院

空床及び休床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床 211,000円/日

(イ) HCU内の病床 148,000円/日

(ウ) 上記以外の病床 50,000円/日

※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。

### (4) その他の医療機関

空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床 68,000円/日

イ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 29,000円/日

ウ 上記以外の病床 11,000円/日

※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。

※ 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた補助基準額を適用すること。

※ 保健所設置市から本事業内容と同種の支援を受けている又は受ける見込みのある場合は、保健所設置市を通して支給することとし、この場合、保健所設置市は県の支援額相当額を医療機関へ確実に支給するものとする。

※ 補助の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者を受け入れてはならないものとする。

## 6 補助率

10分の10

### 3 病床確保支援事業（令和5年10月1日以降）

#### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

#### 2 対象者

- (1) 保健所設置市（対象となる医療機関は（2）に限る。）
- (2) 県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保する医療機関
- (3) 新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関

#### 3 補助条件

- (1) 空床数、受入可能病床数及び重症度等について、毎日、医療機関等情報支援システム「G-MIS」で報告すること。
- (2) 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取下げを行うこと。
- (3) 2（1）及び（2）は病床確保料の一部を、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、別に定める様式により、県に処遇改善内容の報告をすること。
- (4) 2（3）で院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関は、院内感染収束後、積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を県に提出すること。

#### 4 対象経費

対象経費については、以下の通りとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために確保した病床のうち空床と

なっている病床

空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させること等により、新型コロナウイルス感染症患者の発生・受入要請があれば、即時患者受入を行うことについて県と医療機関が調整している病床（即応病床）及び一定の準備期間内に即応病床とすることについて県と医療機関が調整している病床（準備病床）のうち、患者が実際に入院していない病床

(2) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床とした病床

新型コロナウイルス感染症患者等受入れのためにやむを得ず休床するものとして、県が認める病床で、患者が実際に入院していない病床

なお、即応病床1床当たり1床（ICU・HCU病床は2床）までを補助上限とする。

(3) 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後、病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

(4) 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床

(3) の病床1床当たり1床（ICU・HCU病床は2床）までを補助上限とし、(3) に陽性患者が入院中から算定可能とする。

※ (1) 及び(2) は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により県が定める段階1から段階3までに限り補助を行うものとする。また、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの間は経過措置期間として段階1に満たない感染状況であっても、段階1に達した場合に病床確保を要請する病床数を病床確保料の交付対象とする。

※ (3) 及び(4) は院内感染が発生した日から最後の陽性者が療養解除となった日（上限）までを対象期間とする。

## 5 補助基準額

### (1) 特定機能病院等の空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床	174,000円/日
イ HCU内の病床	85,000円/日
ウ 上記以外の病床	30,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

### (2) その他医療機関の空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床	121,000円/日
イ HCU内の病床	85,000円/日
ウ 上記以外の病床	29,000円/日

### (3) 特定機能病院等で院内感染が発生した際の空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床	174,000円/日
イ HCU内の病床	85,000円/日
ウ 上記以外の病床	30,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日。

### (4) その他医療機関で院内感染が発生した際の空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床	121,000円/日
-----------	------------

イ HCU内の病床	85,000円/日
ウ 上記以外の病床	29,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日。

※ 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた補助基準額を適用すること。

※ 保健所設置市から本事業内容と同種の支援を受けている又は受ける見込みのある場合は、保健所設置市を通して支給することとし、この場合、保健所設置市は県の支援額相当額を医療機関へ確実に支給するものとする。

※ 補助の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者を受け入れてはならないものとする。

※ （1）及び（2）について、一時的に看護師等が配置できず新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れができない病床や、当該病床を確保するために休止している病床があれば、交付対象とならないものとする。

## 6 補助率

10分の10

## 4 医療従事者宿泊先確保支援事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等の入院に伴い診察や治療に携わる医療従事者が、基礎疾患を有する家族等と同居しているために帰宅することが困難な場合や、患者対応に伴い業務が深夜に及んだ場合に利用する宿泊施設の確保に係る費用について補助を行う。

### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者に対し、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに宿泊施設の確保を行う医療機関

### 3 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者の宿泊施設を確保するため、あらかじめ契約等により指定する宿泊施設の借上げに要する経費

### 4 補助基準額

宿泊に係る経費（1部屋当たり）13,100円/日

ただし、医療機関の実支出額が1部屋当たり13,100円/日を下回る場合、実費額とする。

### 5 補助率

10分の10



## 5 医療機関設備整備補助事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム「G-MIS」上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関（以下「新型コロナ患者入院受入医療機関」という。）及び発熱患者等の診療に対応する医療機関に対し、必要な医療資器材等を整備する費用について補助を行う。

### 2 対象者

- (1) 新型コロナ患者入院受入医療機関
- (2) 発熱外来設置医療機関（令和5年5月7日以前に「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）又は外来対応医療機関（令和5年5月8日以降に「千葉県外来対応医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）（以下「外来対応医療機関等」という。）

### 3 補助条件

- (1) 新型コロナ患者入院受入医療機関
  - ア 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
  - イ 新型コロナウイルス感染症患者を受入れした実績があること。（県が別に定める期間において、実績がない場合は、すでに交付されている補助金額の全部若しくは一部について県へ返還するものとする。）
  - ウ 医療機関等情報支援システム「G-MIS」に実績及び受入可能病床数等の入力を行うこと。
- (2) 外来対応医療機関等
  - ア 発熱相談センター（保健所等）や発熱相談医療機関（「千葉県発熱相談医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）からの受診相談や受入要請、患者からの相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績があること。（県が別に定める期間において、実績がない場合は、すでに交付されている補助金額の全部若しくは一部について県へ返還するものとする。）

ウ 医療機関等情報支援システム「G-MIS」に診療した実績等の入力を行うこと。

#### 4 対象経費

新型コロナ患者入院受入医療機関、外来対応医療機関等が「5 補助基準額(上限額)」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

ただし、新型コロナ患者入院受入医療機関（重点医療機関を含む。）においては（1）から（6）まで及び（17）、令和5年5月8日以降は、（1）から（8）まで及び（17）を対象とする。重点医療機関においては、令和5年4月1日から令和5年5月7日まで（10）から（16）までについても対象とする。外来対応医療機関等においては（6）から（9）まで及び（17）を対象とする。

令和5年10月1日以降は、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた場合、新型コロナ患者入院受入医療機関においては、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる（1）から（8）までの設備及び（17）以外は対象外とし、外来対応医療機関等においては、（17）以外は対象外とする。

また、（17）の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が定める段階1から段階3までに限り補助を行うものとする。

※ 特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

#### 5 補助基準額（上限額）

（1） 初度設備費	133,000円/床
（2） 人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円/台
（3） 簡易陰圧装置	4,320,000円/床
（4） 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円/台
（5） 簡易病室及び付帯する備品	実費相当額

簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を行う病室

をいう。

- |      |  |               |
|------|--|---------------|
| (6)  | 簡易ベッド  | 51,400円/台     |
| (7)  | HEPAフィルター付空気清浄機<br>(陰圧対応可能なものに限る)  | 905,000円/施設   |
| (8)  | HEPAフィルター付パーテーション  | 205,000円/台    |
| (9)  | 簡易診療室及び付帯する備品<br>簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 | 実費相当額         |
| (10) | 超音波画像診断装置  | 11,000,000円/台 |
| (11) | 血液浄化装置   | 6,600,000円/台  |
| (12) | 気管支鏡   | 5,500,000円/台  |
| (13) | CT撮影装置等<br>(画像診断支援プログラムを含む)  | 66,000,000円/台 |
| (14) | 生体情報モニタ  | 1,100,000円/台  |
| (15) | 分娩監視装置   | 2,200,000円/台  |
| (16) | 新生児モニタ   | 1,100,000円/台  |
| (17) | 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)  | 3,600円/人      |

※ 患者人数については、医療機関等情報支援システム「G-MIS」等で県に報告した人数及び県の指示による人数を上限とすること。

※ 上記基準額に加えて、各機関の補助上限額等を以下のとおり定める。

ア 新型コロナ患者入院受入医療機関 (重点医療機関を含む)

補助上限額：72,000円/人 (入院患者一人当たり)

イ 外来対応医療機関等

補助上限額：2,000千円/年 (1施設当たり)

## 6 補助率

10分の10

## 6 医療機関消毒補助事業

### 1 事業内容

新型コロナ患者入院受入医療機関、外来対応医療機関等において必要となる消毒費用について補助を行う。

### 2 対象者

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより必要となる消毒を行った新型コロナ患者入院受入医療機関、外来対応医療機関等

### 3 補助条件

#### (1) 新型コロナ患者入院受入医療機関

ア 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合、原則速やかに受け入れていること。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受入れした実績があること。

ウ 医療機関等情報支援システム「G-MIS」に実績及び受入可能病床数等の入力を行っていること。

#### (2) 外来対応医療機関等

ア 発熱相談センター（保健所等）や発熱相談医療機関（「千葉県発熱相談医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）からの受診相談や受入要請、患者からの相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れていること。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績があること。

ウ 医療機関等情報支援システム「G-MIS」に診療した実績等の入力を行っていること。

### 4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより必要となる消毒を行うための委託費用

### 5 補助基準額

知事が必要と認める額

### 6 補助率

10分の10

## 7 感染症検査機関等設備整備事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。

### 2 対象者

令和5年4月1日から令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な整備等を行った保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

### 3 補助条件

新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費であること。なお、対象施設に応じて、次の条件が付されるものとする。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関等

ア 県等から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

イ 県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、医療機関等情報支援システム「G-MIS」に検査数等を入力すること。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する民間検査機関

ア 県内の衛生検査所における設備整備であること。

イ 県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

### 4 対象経費

保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が「5 補助基準額」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

## 5 補助基準額

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 次世代シーケンサー                  | 知事が必要と認める額 |
| (2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置含む。） | 知事が必要と認める額 |
| (3) 等温遺伝子増幅装置                  | 知事が必要と認める額 |
| (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置            | 知事が必要と認める額 |

## 6 補助率

10分の10

## 8 相談窓口設置事業

### 1 事業内容

発熱患者等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。

### 2 対象者

保健所設置市

### 3 対象経費

帰国者・接触者相談センターや発熱相談センター等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置に要する経費

### 4 補助基準額

知事が必要と認める額

### 5 補助率

10分の10

## 9 外国人患者受入体制確保事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受入にあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

### 2 対象者

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備し、県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む。）」である医療機関

### 3 補助要件

ア 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から外国人患者の受入要請があった場合、原則速やかに受け入れること、ただし、本事業は外国人専用病床の確保及び外国人患者の優先を求めるものではないことに留意すること。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があること。

ウ 医療機関等情報支援システム「G-MIS」上に実績及び受入可能病床数等の入力を行うこと。

### 4 対象経費

外国人患者の受入にあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

### 5 補助基準額（上限額）

10,000,000円/施設

### 6 補助率

10分の10



## 10 外来対応医療機関確保事業

### 1 事業内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関等の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

### 2 対象者

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関等の対応を行う保険医療機関

### 3 補助条件

- (1) 県から外来対応医療機関等としての指定を受け、その旨県ホームページで公表していること。
- (2) 令和6年3月31日まで外来対応医療機関等の対応を行うこと。（令和6年3月31日までに外来対応医療機関等の指定の取り消し等、補助条件を満たさなくなった場合は、すでに交付されている補助金額の全部若しくは一部について県へ返還するものとする。）

### 4 対象経費

外来対応医療機関等の新設に伴い必要不可欠となる初度設備費等  
なお、具体的な対象経費は以下の通りとする。

- (1) 患者案内のための看板の設置料
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修費等の修繕費
- (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

### 5 補助基準額（上限額）

500,000円/施設

### 6 補助率

10分の10

## 1 1 消防機関個人防護具整備事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防機関に対し、必要な個人防護具を整備（廃棄費用を含む）する費用について補助を行う。

### 2 対象者

令和5年5月8日から令和5年9月30日までに必要な個人防護具を整備（廃棄費用を含む）し、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する千葉県内消防機関

### 3 対象期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日までとする。

### 4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防機関が「5 補助基準額（上限額）」に列挙する個人防護具の整備をすることに要する経費

### 5 補助基準額（上限額）

個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 購入費用 | 3,600円/人 |
| (2) 廃棄費用 | 実費相当額    |

### 6 補助率

10分の10